

令和6年度航空宇宙産業参入促進業務委託 業務仕様書

1 目的

三重県では、世界的な成長産業である航空宇宙産業を、本県の経済成長を支える新たな柱として振興を図るため、平成27年3月に「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」を策定し、県内企業の航空宇宙産業への新規参入・事業拡大支援に取り組んできた。

今般の航空宇宙産業は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、厳しい状況にあったが、旅客機需要の回復にともない、航空機の生産は回復基調にあり、中長期的な成長が見込まれている。

そこで、ビジネスマッチングの機会を創出するとともに、それらに向けた、アドバイザー派遣・勉強会開催等のブラッシュアップ支援を行うことで、県内企業の新規参入・事業拡大を支援する。

2 業務内容

令和6年度航空宇宙産業参入促進業務委託

3 履行期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月19日（水）

4 業務概要

（1）業務内容

県内企業の航空宇宙産業への新規参入・事業拡大に資する以下の業務を行う。なお、業務の実施にあたっては、県と十分に協議・調整すること。

① ビジネスマッチングの機会創出

航空宇宙産業への新規参入・事業拡大をめざす県内企業を対象とした、商談会や技術交流会等を開催し、ビジネスマッチングの機会を創出する。

<要件>

- ・1回以上開催すること。
- ・県内企業との取引を希望する航空宇宙産業関連企業を1社以上発掘し、県内企業とのビジネスマッチングの可能性を検討したうえで、マッチング先として選定すること。
- ・商談会や技術交流会の開催にあたっては、県内企業5社程度の参加を図ることとし、航空宇宙産業への新規参入・事業拡大をめざす企業に対し、案内や募集を行うこと。
- ・参加企業との調整、会場の設営・運営・撤去など、商談会や技術交流会等の開催に必要な経費は受託者の負担とし、受託者が実施するものとする。

② 商談会や技術交流会等に向けたブラッシュアップ支援

①の商談会や技術交流会等に参加する県内企業に対して、効果的な商談となるよう下記方法によりブラッシュアップ支援を行う。

また、①の商談会や技術交流会等以外で、県が出展する予定の国際航空宇宙展2024に参加する企業に対しても、ブラッシュアップ支援を行う。

○アドバイザー派遣

航空宇宙産業への深い知見・経験を有するアドバイザーを派遣し、派遣先企業の強み分

析、試作品の製作、販売戦略への助言等を行う。

<要件>

- ・航空宇宙産業への深い知見・経験を有するアドバイザーを活用すること。
- ・1社2回までとし、7社程度の企業へ派遣すること。
- ・アドバイザー派遣後も、企業のフォローアップを行い、新規参入・事業拡大に向けた継続的な支援を行うこと。
- ・アドバイザーの手配、県内企業との調整など、アドバイザー派遣に必要となる経費は受託者の負担とし、受託者が実施するものとする。

○航空宇宙産業に関する勉強会の開催

航空宇宙産業への新規参入・事業拡大をめざす県内企業を対象とした、勉強会を開催する。

<要件>

- ・2回以上開催すること。
- ・勉強会の企画にあたっては、航空宇宙産業で求められる技術や知識の習得に資する内容とすること。
- ・講師の手配、会場の設営・運営・撤去など、勉強会の開催に必要となる経費は受託者の負担とし、受託者が実施するものとする。
- ・商談会や技術交流会等の参加企業をはじめとする、県内企業5社程度が参加できるよう調整し、各社に勉強会の案内等を行うこと。
- ・勉強会終了後にアンケート調査を行い、勉強会開催の効果を確認すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

ア 提出方法

委託業務実績報告書として、電子データ（Word または Excel）と印刷物（A4両面）1部を提出するものとする。

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和7年3月19日（水）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払いは、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託元所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託元所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先（委託元所属）

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班

Tel : 059-224-2749 FAX : 059-224-2078 E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

担当 : 鳥居、源寄